久喜市 在宅医療・介護連携ケアパスシート

久喜市

対象者		高齢者の状態						 =			
介護度		自立	要支援1・2程度	要介護1・2程度	要介護3程度	要介護4・5程度	終末期	の状態	連絡先 担当名		
	状態	日常生活は自立	生活機能の一部に若干の低下が認められ	身の回りの世話に見守りや手助けが必要	身の回りの世話や立ち上がりが一人では	日常生活を営む機能がかなり低下しており、全面的な介助が必要	最期をどこで迎えるか		担当名		
	項目						在宅の場合	病院の場合			
	相談窓口	医療の相談は、かかりつけ医、主治医、病院のソーシャルワーカー、お住まいの地域包括支援センター、在宅医療サポートセンター等にしましょう。また、いざというときのために、元気なうちから、在宅医療の受け方について、本 人と家族で話し合っておきましょう。									
通	要介護状態にならない、悪化 させないための予防	趣味や特技を生かした活動に参加・地域のサロンや運動教室に参加・介護保険の申請と在宅医療の希望の有無の確認									
常		AND THE OPERATION OF THE PROPERTY OF THE PROPE									
	在宅医療サポートセンター	医療・介護の相談窓口 かかりつけ医、在宅医療や訪問看護、訪問薬剤師等のサービスを希望する場合の相談窓口									
医	かかりつけ医	外来に通院または往診と症	状により連携をとります	通院から訪問診療へ切替 往診・通院など連携をとります							
療を	訪問診療(専門医療機関)	末期がんや認知症の状態により医療処置が必	多要な方や通院困難な方へも訪問診療を実施		訪問診療・往診ともに連携をとります						
受け	病院	外来に通院(かかりつけ医とともに	在宅で治療したり連携をとります)	訪問診療を紹介したり、連携をとります				入院支援			
ると	訪問看護	医師の指示により、医療処置の必要な方の訪問(人工肛門や在宅医療、抗がん剤治療等) 健康管理と健康増進のために訪問									
き	歯科診療所	通院	>	訪問歯科診療有、た	訪問歯科診療有、ただし、複雑な処置がある場合は通院で対応						
	薬局	通院	>	医師の指示により、自宅等	「に処方薬を持参し、処方内容の説明、残薬や何	使用期限の管理などを行う		,			
相談窓口		介護の相談は、市の介護保険担当または地域包括支援センターやケアマネジャーに相談しましょう。そして、介護サービスについて説明を聞きましょう。かかりつけ医にも、普段の状態を知っておいてもらいましょう。									
	地域包括支援センター	困ったことがあったら相談の総合窓口 介護申請代行、介護保険適応有無のサービスの紹介、病院から退院するときの相談受付と介護事業所との連絡調整等									
	在宅医療サポートセンター	医療・介護の相談窓口 かかりつけ医、往診・訪問診療医の紹介、在宅医療・介護の相談窓口、レスパイト病院等の紹介									
	ケアマネジャー	相談・サービスの紹介・調整等 在宅で生活していく上で必要な介護サービスを本人・家族と話合い、ケアプランを作成し、医療と介護サービス事業所との連携を図る					生図る	入院支援			
		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~									
	訪問介護	保険外サービス	保険外サービス、総合事業 訪問サービス	>	介護保険 ホームヘルプサー	ビス					
_	訪問リハビリ	医師の指示書により、自宅において必要なリハビリを行う									
介護	訪問看護	医師の指示により、予防・体調管理・医療処置・訪問リハビリ・看取りまで、必要な訪問看護を行う									
を受け	居宅療養管理指導 (医師・歯科医師・歯科衛生士	医師の指示もと、専門職が行う		医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生	医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士など必要な専門職による訪問を実施する						
ける	・薬剤師・管理栄養士など)										
とき	通所介護(デイサービス)		総合事業 (閉じこもりや筋力低下にならないよう、外に出る機会を支援)	介護保	険 日中、施設に通い、食事や入浴などの介護	や機能訓練を日帰りで行う					
	通所リハビリ(デイケア)		介護予防(閉じこもりや筋力低下にな	介護保障		事や入浴などの介護や機能訓練を日帰りで行う					
		らないよう、外に出る機会を支援)									
	短期入所(ショートステイ)	短期間施設にお泊りし、食事や入浴・リハビリなどの介護を受ける。家族の介護支援を行う									
	介護老人保健施設	リハビリに重点を置いた介護が必要な方が対象の施設など(要介護 1 以上)									
	特別養護老人ホーム	特例入所あり 常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が入る施設(要介護3以上)									
	有料老人ホーム等	入居して、必要に応じて食事や入浴などの介護や機能訓練などが受けられる施設									

[※]医療のサービス提供と介護のサービス提供について色分けをしています。矢印はサービス提供等の範囲を表しています。

[※]このシートは、医療や介護を受ける際の一般的な目安を示しています。積極的にご利用いただき、在宅医療・介護連携を進めていきましょう。